

Rotary



白河西ロータリークラブ

SHIRAKAWA WEST ROTARY CLUB

創立 1986 年

2022~2023年度クラブ目標

『想像しよう、未来のロータリー
創造しよう、これからのクラブ』



イマジン
ロータリー

会長 高 畠 裕
幹事 車 田 裕 介



2022-23年度国際ロータリーテーマ

第1748回例会

令和5年3月2日 (12:30~13:30)

○ソング

- 君が代
- 奉仕の理想

○スマイルBOX

- 高畠裕会長 (三月に入り、暖かい日が多くなりました。皆様にとって充実した日が多くなる事を願います。宮本会員、本日はありがとうございました。また、ホームミーティングが始まりましたのでよろしくお願ひします。)
- 佐藤幸彦会長エレクト (スキー愛好会で、蔵王へ行ってきました。金田会員、鈴木孝幸会員、鶴丸会員、お疲れ様でした。誕生日プレゼントありがとうございました。)
- 鈴木孝幸会員 (金田パストガバナー補佐、スキー愛好会の報告ありがとうございました。宮本パスト会長、卓話ありがとうございました。本日は職業奉仕の為中座させていただきますのでスマイルいたします。)
- 吉成真五郎会員 (結婚記念日のお祝いをいただきありがとうございます。)
- 関谷亮一会員 (宮本多可夫先生、卓話ありがとうございました。)
- 鈴木浩一郎会員 (先月結婚記念日でした。お祝いありがとうございます。今後ともよろしくお願ひいたします。)
- 宮本多可夫会員 (今回は、久しぶりに「卓話」をさせていただきます。皆様、御清聴ありがとうございます。)
- 金田昇会員 (先日はスキー交流会に楽しく参加できました。宮本先生の卓話を楽しみにしておりました。)
- 仁平喜代治会員 (先の例会で、ランプ工房の仁平富美子が、例会の卓話の機会をいただきありがとうございます。さらにトルコ被災地に対しての義援金を多くの方に協力いただきましてありがとうございます。感謝を申し上げます。)
- 成井正之会員 (宮本多可夫先生卓話ありがとうございます。ワールド・ベースボール・クラシックが始まります。大谷選手の活躍を祈ってホームランと一勝ごとにスマイルします。"頑張れ日本")
- 永野文雄会員 (宮本パスト会長、卓話ありがとうございました。長さん、入会おめでとうございます。牧公介パストガバナー様の御冥福をお祈りいたします。)
- 佐川京子会員 (結婚記念日祝とお誕生日祝をダブルでいただきまして、ありがとうございます。健康第一でこの一年過ごしたいと思います。宮本先生、ためになる卓話をありがとうございました。)
- 藤田和克会員 (結婚祝いありがとうございます。)

▶第1748回例会出席状況 (R5年3月2日)

Ⓐ 出席免除を受けていない正会員数	52名
Ⓑ 出席免除の適用正会員数	14名
Ⓓ 全正会員数	66名
Ⓒ ①の出席者数	32名
Ⓔ ①のメイクアップ者数	2名
Ⓕ ②の出席者数	12名
Ⓖ = ③ + ④ + ⑤ (メイクアップ補填後の出席会員数)	46名
Ⓗ = ⑥ - (⑦ - ⑧)	64
Ⓘ = ⑥ / ⑨ × 100 (例会出席率)	71.8%

▶例会日: 第1・第3木曜日 (12:30) その他の木曜日 (18:30~19:30)

▶例会場: 白河市新白河駅前 東京第一ホテル新白河

▶事務局: 〒961-0957 福島県白河市道場小路96-5 (白河商工会議所内) ☎23-3101 FAX22-1300

本日のプログラム

■会長の時間



高島裕会長

皆さん、こんにちは。本日も沢山の方に参加をいただきまして、本当にありがとうございます。また、先週は祝日ということで例会のほうが休会ではあったんですが、今日からまた通常ということになります。昨日は県立高校の卒業式、そういった年度末、そして卒業式の季節ということで、いろいろと行事づくめの季節になってまいりました。皆様におかれましても、大変忙しい時期にはなるとは思います。時間の許す限りロータリーのほうの活動、そして例会参加のほう、よろしくお祈りしたいと思います。わたくし事ではございますが、先週の2月27日に何名かの会員の方も参加されたんですが、商工会議所の青年部の現役の皆さんの激励会ということで、お声がけいただきましたので参加してまいりました。というのは、今白河青年会議所のほうは金子善弥ブロック長が輩出されておられまして、そこに今度白河商工会議所青年部のほうは、県連の会長に「共和建商」の菊地一寛君が県の会長として就任されます。それから、その専務ということで東の「有賀醸造」の有賀裕二郎君が専務ということで出向。そして、ダルライザーの和知建明君が福島県の代表の日本YWGW福島代表理事ということで出向されるということで、商工会議所が主催となって激励会を開催したところであります。当クラブからも多くの方が参加していただき、皆さんで白河の宣伝、そして福島県を挙げての宣伝ということで、活躍していただくことをお願いしてきたところでございます。また、本日より皆様にご紹介をさせていただきました長さんが正式に会員として入会されることになりましたので、この場を持ってご報告をさせていただきますと思います。今後、長さんにもホームミーティングのほうにも参加をいただきこれから会員として仲良く、そして同じ仲間としていろんな部分で手を取り合いながら活動してまいりたいと思いますので、どうぞ長さんをよろしくお祈りしたいと思います。また、今週からホームミーティングが開催されることとなっております。皆さんいろいろご都合おありでしょうが、一番実のある集まりとなるホームミーティング、これをなるべく一人でも多くの方に参加していただき、皆さんと共にクラブについてロータリーについて語り合っていたいただければなと思っております。今回のテーマは3つ挙げさせていただいておりますし、その他に今回のホームミーティングでちょっとお祈りということで、なるべく班長さんが負担するのではなく割り勘でやっていただきたいということと、あとはお酒を飲む方、飲まない方で若干差をつけていただくとありがたいなという注意点を付けさせていただいて、ホームミーティングの開催となっておりますので、どうぞよろしくお祈りしたいと思います。また、本日は宮本パスト会長の卓話ということで、近年世間を騒がせている事件についてということで、本当に飲食店で醤油舐めて戻してみたり、つまようじ使ってみたり等々いろいろな事件があります。そういった部分に触れるかどうかあれですけど、あ

とは特殊詐欺の団体の話もあったりすると思いますので、宮本会員のほうからその辺詳しくお話が聞ければなと思っておりますので、どうぞよろしくお祈りします。3月になり温かくなりましたが、体調管理には十分お気をつけていただいて、今後クラブのほう、益々活躍されることをお祈りしたいと思います。月頭でいろいろ行事がございますので、会長の時間この辺にさせていただければなと思っております。本日もどうぞよろしくお祈りします。

■幹事報告

車田裕介幹事

- 福島県クリーンふくしま運動推進協議会 県南地域協議会 会長 山下勝弘：令和4年度福島県クリーンふくしま運動推進協議会 県南地域協議会臨時総会の開催結果について（通知）
- 日本事務局 クラブ・地区支援室：第3回クラブ・地区支援室メッセージ（2022-23Q3）
- (株)コンピューターエンゼルス：Web・事務局システムのご案内
- ガバナー 佐藤正道：計報
- ガバナー 佐藤正道、公共イメージ・IT委員長 町田晃：3月10日開催マスコミ懇談会への出席者募集について
- 白河市倫理法人会会長 渡辺義信：令和5年度「倫理経営講演会」名義後援のお願い
- ガバナー 佐藤正道：トルコ・シリア大震災支援会募集へのご協力をお願い
- ガバナー 佐藤正道：計報
- RI2530地区 有志の会：会長エレクト研修セミナー終了後の懇親会について
- ガバナー 佐藤正道、戦略計画委員会委員長 平井義郎：戦略計画委員会アンケート調査報告書完成のお知らせ
- ガバナー 佐藤正道、職業奉仕委員会委員長 齋藤純一：「職業奉仕体験事例の収集」についてのお願い
- ガバナー 佐藤正道、RYLA委員会委員長 佐藤美奈子：国際ロータリー第2530地区2022-23年度「第41回RYLA研修会」への青少年派遣のお願い
- 国際ロータリー研修・開発担当ディレクター：会員の参加を引き出すクラブリーダーになるために
- 地区事務所 芳賀美宝子：2023-24年度地区補助金申請可能額
- ロータリー日本事務局業務推進・IT室：水と衛生月間リソースのご案内

■委員会報告

○スキー愛好会

金田昇会員



こんにちは。スキー愛好会から報告します。先週の2月25日から26日に、恒例となりましたロータリースキー交流会が蔵王温泉スキー場で開催されました。参加してまいりました。参加者は、佐藤幸彦スキー愛好会会長、鈴木孝幸直前会長、初参加の鶴丸会員、佐藤幸彦さんの奥様、羽鳥スキースクールの遠藤さん、白河ロータリークラブから友情参加ということで齋藤正明さんと溝井正行さんと私ということで、大勢で行ってまいりました。3年ぶりにコロナ後とい

うことで沢山の方にお集まりいただきました。今、スライドでちょっと流していただいているので、その雰囲気を見ていただければなと思っ



ております。「ヴァルトベルクホテル」という所で集まったんですけども、当日は中腹にあります「三五郎小屋」という素敵な食堂というかロッジで合流しまして、天童ロータリークラブの方達10名程と一緒に17~18名で滑りました。ロープウェイで頂上まで行きましたが、ちょっとガスがかかって見えなかったですけど、非常に楽しくみんなでワイワイとやってまいりました。その後、一日滑ったんですけども、この後ホテルに戻りまして蔵王温泉の温泉で体を休めて、それから交流会ということでお座敷で25



人くらいいましたかね。ということで、発起人であります天童ロータリークラブの野川パスト会長であります、野川さんは天童商工会議所の会頭でもありまして、お忙しい中ご参加いただきました。また、2800地区のガバナーノミニの芳賀さんという方がいらっしゃってくれて、非常に盛り上がったところでございます。夜は沢山のお酒と友情と、また夜遅くまで二次会を行いまして過ごさせていただきました。楽しかったです。ただ、夜中ちょっと耳栓が欲しいなと思えるような場面もあったんですけど、それは私だけじゃなくて一緒に寝た方みんなだったようです。張本人が私だったかどうかはわかりません。翌日、佐藤幸彦会員と何名か残りまして、また二日目を楽しんでいただきましたが、私は個人として2530地区の次期地区チームセミナーというのが福島で開催の予定だったので中座させていただきました。その後、天候が晴れるのかなと思いましたが、そのままだったということで、それなりに楽しんでい



たようでありました。それで、ちょっと余談になりますが途中で米沢市に寄りまして、元米沢中央ロータリークラブの会員でありました安部美和子さん。今、息子さんが会員になっておられます安部さんが営む絵本の書店を開催してるんですけど、そちらに立ち寄りまして。とても喜んでいただきまして、何故この絵本の書店をやったのかということを知りましたところ、子供たちが集う場所が欲しいということと同時に、子供たちだけでなく年配の方にも絵本に楽しんでいただけたらなということで、集いの場所と書店と一緒に作ったようであります。そこで何冊か購入してきたんですけども、とても楽しく素晴

らしい絵本でした。もし、米沢においでの際は機会がありましたら、お子さん、お孫さん、あと自分用というのがありますので、是非お立ち寄りいただければと思います。2530地区、2800地区、昔は253地区ですね。同じ地区だったということで、今も交流が深く続いて楽しく参加させていただきました。これからも、健康増進とまた友情育成のために来年も開催かなというふうに思います。その際にまたご案内しますので、是非初参加でもできますので、よろしくお願いいたします。

○親睦委員会

大住由香里委員長

【結婚記念日】

片倉義文会員、沼田重一会員、佐川京子会員、松永紀男会員、吉成真五郎会員、藤田和克会員

【誕生日】

矢田部錦四郎会員、佐藤幸彦会員、佐川京子会員、櫻岡敏之会員



○雑誌広報委員会

佐川京子会員



皆さん、こんにちは。雑誌広報委員会から「ロータリーの友」今月号の紹介をさせていただきます。一番初めに、横書きのページを開いてください。一番最初のところでは、今年度のジェニファー・ジョーンズさんが日本にいらっしゃって、そして千宗室裏千家の大宗匠からお茶をふるまわれたという記事が載っていました。その中で、私たちはみんなこの地球上では最善を尽くそうとしているのであり、そういつた上でも共通点のほうはずっと多いということが気付かされたという記事が載っていました。その次、7ページをご覧ください。「地域の森活用術」ということで、全国の各ロータリーで森の活用ということについて、森の資源をどう生かすかということでのいろんな活動をしていることが紹介されていました。それから、19ページ見ていただきたいんですが、次年度のRI会長エレクトのゴードン・マッキナリーさんの記事が載っていました。その中で、思いやりを中核的な価値観としてロータリーを率いていくつもりですというような言葉が載っていました。だから、来年は思いやりということが中心なのかなと思ったんですけども、白河市も思いやり条例ができていまして、本当に今この思いやりさえあれば戦争なんて起きないのではないかなとも思いました。この記事も大変良い記事だなと思いましたが、皆さんも読んでみてください。裏の縦書きのほう開いていただきたいんですけども、この中で最初の4ページの「震災から復興へ 発酵で町づくり」ということ

で出ているんですけども、陸前高田の方で八木沢商店代表取締役の河野通洋さんの記事が載っていました。この方も海外の大学とか出られて海外に住んでいらしたけども、震災の後に戻って来て地元で後を継がれ、活躍なさってるようなんですけども、その中の記事で5ページの最初のところに、自分の生まれたこの地域についてよくわかっていない自分、海外の人にきちんと話をすることができない自分がすごく恥ずかしくなりましたというふうにあるんですけども、やはり一度外に出ると自分の故郷というか、そのことをよく考えたりできるのかなというふうにも思いました。そして、その同じところの記事の8ページ、一番最後の所に生まれた地の豊かさを存分に生かした新しい産業を、未来を担う皆さんが今後作っていかれるだろうとあるんですけど、今この白河もそうですけれど、できれば若い人に故郷回帰してほしいということがあると思うので、皆さんも是非読んでいただきたいと思いました。最後に13ページ「卓話の泉」、日本の自給率ということで記事が載っています。いくつかの自給率ですけれども、最初に日本の出生率が2021年は81万人だったのが、2022年昨年ですけれどもこの記事では77万1千人となっているんですが、最近の発表で外国人を含めて79万人ということだったそうなんですけれども、ついに80万人を切ってしまったということが載っています。あとは、エネルギー。電力エネルギーの自給率が19年度、日本はわずか12.1%ということ。また、その後には食料の自給率が出てくるんですが、カロリーベースの食料自給率が21年は38%ということで、ずっと40%を切ることがここずっと続いているということで、これも問題意識を持つべきだなと思いました。最後に医薬品の製材原料の自給率。コロナでワクチンとかが日本国内で作るのが間に合わなかったということがあったわけなんですけれども、本当にジェネリック医薬品でさえもわずか35%というようなことで、重要な医薬品の原材料は日本で製造できるようにする必要がありますということが載っているんですけども、この「卓話の泉」の記事も皆さんで読んでいただいで考えていただけたらなと思いました。今月の「ロータリーの友」3月号も本当に内容充実していますので、いくつか紹介させていただきましても、皆さんもどうか読んでみてください。ありがとうございます。

■本日のプログラム

会員卓話

○宮本多可夫会員



皆さん、こんにちは。久しぶりに卓話をしてくださいというような事の依頼がありまして、その中では世の中を騒がせている事件もいろいろあるようなので、法律的な事も含めてちょっとお話いただければ、というような話でございました。そういう事も含めて、今日は常識と法といいますか、法律の結果と皆さんが持っている常識が合致しているのか、あるいはちょっとおかしいのかということも含めてお話して、皆さんに考えていただければというふうな思いを持ちながら話をしてみたいと思います。まず、スシローの迷惑行為問題から入りますが、この問題につきましてもいろいろマスコミ、あるいはユーチューブなんかも含め

て、いろいろ極端が議論がありますね。迷惑行為を行った少年については、100億を越すような損害賠償もしなきゃなんないじゃないかというような事が書かれているところもありますし、あるいは逆に損害賠償は100万程度位じゃないかという、ちょっと冷静に分析したような記事もあったり、百花繚乱と言いますかいろいろ議論が分かれていて皆さんも戸惑っているというか、法律はどんなものなのかというところを確認したいというような思いもあるうかと思えます。それでスシロー問題、どんな事件もそうですが、我々はある事件、交通事故やそういう事も含め、ある一つの行為を起こせば必ず刑事上の問題、刑法的にどういふふうに対応するのかという刑事責任の問題と、それから民事責任。これは損害賠償の問題。必ずこの二つは付きまどってきます。このスシロー問題について、刑事的には器物損壊罪とか業務妨害罪みたいなものが適用になるだろうということ、それはそういう事だろうと思えます。ただ、どちらも犯罪としてはそんなに重い話でもないです。器物損壊罪なんていうのは、物品のものを持っている機能を毀損するというようなことで、例えば電車にいたずら書きするなんていうのも器物損壊罪なんて言われるんですね、ちょっと面白いケースですけど。そういう器物損壊の問題と業務妨害で、業務妨害というのは典型的には偽注文。例えば、高島君の名前を使ってカツ丼100杯お願いしますなんていって配達していったら、いやそんなのやってみせんとということで、それはカツ丼業者にとっては迷惑行為ということで業務を妨害された。こういう偽注文問題ではよくこれは偽計業務妨害罪ということで。業務妨害の中には、偽計というか嘘を言って業務を妨害するということと、威力というか物理的な強制力をもって仕事を邪魔するということの二つの形態があります。いずれにしても、今回の場合は業務妨害罪と器物損壊罪ということですが。ただこの場合は、17歳くらいの少年、高校生くらいだったようなので、少年は警察で調べられてその結果を家庭裁判所に送られます。それで家庭裁判所が審判に基づいて不処分とか、あるいは保護観察とか、そういう少年の問題になっていきます。刑事事件はそういう事で、それほどいうか抑制力、こういう事をやめろというような事の抑制力ということで言えばそれほど重みがないという、そういう結論にはなろうかと思えます。じゃあ、民事上の損害賠償という問題に入っていきますが、民事上のこれは基礎中の基礎というか、因果関係のある損害ということなんです。法律上は相当というのがくっつくんですね。相当因果関係。現実的な物理的な因果関係を前提にした上で、相当の因果関係がある範囲について損害賠償しなさいというこの解釈ですね。その相当というのは何かと、非常に抽象的でわかりづらい話ですけども、話していくうちに少しはイメージ取れるかと思えますけど。それでそういう相当因果関係をやる上で、これは保険屋さんにも今日はいっぱいいますけど、交通事故なんかの損害の時には、項目主義というのが原則なんです。ただ、こういう事故は幾らだっというふうに決まっているんじゃないかと、例えば交通事故なんかの時には、治療費幾らかかりました。交通費幾らかかりました。休業損害、何日休みました。休業損害幾らでした。それから、慰謝料とかね、精神的な苦痛というのは幾らでした。こういう事を項目ごとに積み立てていって、その総合計が損害賠償という形になって、これを項目

主義と言います。その一つ一つの項目の中には、細かく入っていけばいろいろ難しい問題がありますけど。例えば、さっき言った相当因果関係ということで、どういうふうに考えられているかの一つの例として付き添い看護費。例えば、病院に入院して付き添いしました。今は完全看護でありますし少なくなりましたけど、昔は結構家族が付き添って、あるいは専門家に付き添い業務をしてる人に頼んで付き添ってもらおうというケースがよくありまして、それが損害賠償になるのかならないのかということ、非常に争いになったケースがあります。そこでのメルクマールとしては、お医者さんが病院側がこれは家族付き添いを認めているならば、それは損害賠償の範囲にしましょうと。お医者さんが認めていないのに家族が、いやうちのお父さんは非常に神経質だから、私がいないと絶対駄目だからと言って、お医者さんのほうは別に家族付き添いはいらんですよと言ってるのに、家族付き添いしましたということで、それを請求してるというような場合には却下されるという。だから、相当因果関係という事の中ではその辺でちょっと見えてくるところがあるかと思いますが。あるいは、小さい子供が交通事故に遭いまして3歳4歳で。それで、お母さんが付き添ってなければ病院ベットなんか治療、入院なんかできない。そういう事でお母さんが付き添います。そういう時に、お母さんが自分の仕事も辞めて付き添いましたと。だから、お母さんは子供の付き添いが必要だったんだから、自分の失業に基づく損害。自分の給料はこれだけもらったんだから、この給料を損害にしてもらいたいというような言い方なんですけど、それは成り立たないんですね。これはどういうふうになるかということ、子供についての付き添い費というか、子供が小さくて付き添いするのは理解できるけども、それは第三者に頼んだ時にはどの位の費用がかかるかという範囲で損害の範囲を認めますということです。家族がこの子は非常に神経が細かいから絶対やりますとかなんかということは認められないということの中で、相当因果関係というか、その辺で常識に合うか合わないかというところが少しイメージが取れるんじゃないかと思うんです。本題に入っていきますが、スシロー問題に戻っていきます。スシロー問題で損害賠償、このスシロー側がこの少年に対して損害賠償をする時に、これは先程も項目主義みたいな事で考えていくと、唾液ペロペロしたり、いろいろないたずらをする中で、備品を取り換えるとか、店内を専門業者でクリーニングして掃除をするとか、これはもう直接的な損害ですね。これは当然このいたずら行為に基づく損害ということで、誰も文句のないところから出てくると思います。あと、スシローの現実はこちらはわかりませんが、仮にああいう噂が出て2~3日休業を余儀なくされたということであれば、休業の費用というか、一日幾らの売り上げで経費を除いた利益は幾らになるというようなことが損害になってくると思います。次に、例えばこういう具体的に目に見えるものはある程度、せいぜい数十万から百万程度の金額、累積してもその程度だと思います。問題になってくるのは、だんだんユーチューブとかなんかでいろいろな記事を読んでいる中で問題なのは、いろんな立場の人がいろんな立場で言っているからばらばらですけど、問題になるのは売り上げ下落ですね。非常に少年寄りの議論をするような人の弁護士の解釈では、その売り上げ下落なんていうのは相当因果関係を外れるんじゃない

かと。非常にハードルが高いんじゃないかというような意見を出してる人もいます。ただ、これは立証、証明が非常に難しいところはあるかもしれないけども、当然売り上げ下落があればそれは損害賠償でしょうという、そういう解釈も成り立っているところです。これはスシロー側がそれぞれいたずら前の3か月の売り上げの平均とその後で発生した売り上げ下落についての差額が現実に発生しているということを証明できれば、これも損害にはなると思います。ならないという弁護士もあったようですが、私はなると思います。これ因果関係あります、これはね。本人は少年自体はこういうセンセーショナルな事件になるとは思わなかったというふうな言い訳をするかもしれませんが、その言い訳は通りません。そういうなんて言いますかね、売り上げ減少について、これは証明上の問題、証明するところの証拠上の問題がちょっと難しいところはあるにしても、損害としては成り立つと思います。だから、それが実際スシローの売り上げとかなんかどうなってるかわかりませんが、それはスシローが全部会計帳簿を出してこれだけの差益が生じたということであれば、当然損害賠償というふうには考えられると思います。次に、一番は株価が下落したと、これは損害賠償しろというような議論が最初ば一と出て100億だと。一日何十億の下落で何日分くらいだというようなことが出ていたようですけど。累計すると130億になるとか100億いったとか。それも少年の責任だみたいな議論があったようですけど。これはね、やはり今、相当因果関係ということから話してきた中でいけば、無理じゃないかということところは皆さんも頷けるんじゃないかと思います。株価というのは、端的にいえば会社を離れてるんですよ。株価というのは株主の株価の利益不利益で、会社自体は別のそれで損害を受ける受けないとかの問題じゃ、長期的な形で株価が下落することで、いろんな新株発行とかいろんな事の中で影響を受けるということもありますけど、直接的な損害は非常に少ないです。強いて言うならば、そのスシロー側が自社株で持っていた株式があって、それが株価下落でちょっと損害が出たということであれば会社の損害ということになるとは思いますけど、それはそれであっても株価の場合はいたずらが一つの原因で暴落するというような、そこまでの影響力というか、もっといろんな要素があるわけですね。株主がこの会社は儲けるのか儲けないのか、あるいは今のうちに売っておいて利益をやるか、まあいろんな動機があって株価というのは決まる話ですね。一人少年のいたずらで下落したから損害だというふうにはストレートに出てこないということは明らかだと思います。そういう意味で、相当因果関係はないということで、いろんな議論の中で100億だ130億だと言われている議論は、これはマスコミ受けする議論だけであって、実質的な議論じゃないということはお理解をいただけるんじゃないかと思います。項目的にいえば、そういう備品、掃除、それから休業すれば休業。あるいは、売り上げ減少であれば売り上げ減少、証明できればということで、その辺のところは現実的な損害になってくるんじゃないかというふうに考えられます。そういう事で、その辺が常識的だという意味では少しご理解いただけたかと思いますが。私が長年やっている中で、常識と法律の結果が非常にこう可哀相だなと思う現実というのは何点かあります。例えば、相続の問題。息子、21歳。暴れん坊で、親の言うこ

とを聞かなくて、でも一生懸命親は育ててきて21歳になったんだけど、親と喧嘩して親が反対する女の子と同棲して子供一人設けて、親は一生懸命21歳まで育てあげただけで、もうほとんど縁切り状態。そういうことで子供もできて、その女の子とは籍入れて子供も一人生まれてというような状態。この状態でこの男の子はダンプを運転していて、交通事故に遭って死んじゃいました。当然、損害賠償ということでこの死亡に基づく損害賠償請求権が発生して、5~6千万の請求権があるわけですね。それがどこに行くかという問題。21歳まで一生懸命育て上げた親に行くのか、あるいは同棲したりあるいはちょっと一年くらい同棲した妻と子供のほうに行くのかどうか。あるいは、折半で行くのかという話ですけど。じゃあ、ちょっと皆さんの直感でいいですけど、まず親のほうにこの5千万の請求が行くと思う人は。なし。嫁さんと子供のほうに行くという人は。はい、そうですね。皆さん、正しい。法律的には正しい。ただ、現実的にはどうなのでしょう。これ反発して21歳で交通事故で亡くなった男の子ですけど、親は一生懸命それまで育てたんですね。それが、その子供ができたと同時にもう親は全然相続権がゼロになっちゃうというのが今の法律ですね。だから、5千万の請求ができる、5千万の請求というのは本人が一生懸命かけたらのくらい遺失利益とか慰謝料とかということなんですけど。その親が一生懸命育てて21歳まで育てた、それが子供が命を失った事に対してゼロだというその現実にはなかなか受け入れがたいと思うんですね。ただ、法律はそうじゃありません。子供がいれば子供で、子供がいなければ親があればなんですけど。この今のケースでも、女の子と同棲して、あるいはお嫁さんにして、子どもがいない状態で交通事故に遭えば親に行きますね。同棲中にその男の子が21歳の子供がトラックで死んで5千万の請求がある時に、単に同棲している女の子がいるというだけでは親が100パーセント貰っちゃいます。同棲している女の子には一銭も来ません。そういうこれは法律なものだからね。なかなかこの辺はもうちょっと流動的になってもいいのかなというような感じもあるんですけども、非常に常識に合うか合わないかというところの問題ですね。それから、あとちょっと思うのは特に農家なんかで、先祖代々の土地があります。それで長男が跡取りになって25歳で結婚しました。おじいちゃん、お父さんもちょっと早死にして亡くなっているんで、うちの息子25歳だけでも結婚して落ち着いて跡取りになったんだから、この長男に土地建物を全部譲っておきましょうと。一回お婆ちゃんと一回お母さんにやってまたやると、相続が2回になって税金も2回取られるから、この1回でやって息子に25歳で結婚して落ち着いて跡取りになったんだから全部やりましょうというふうにしました。ところが、この子供も交通事故で亡くなって27歳で亡くなってしまいました。子供一人置いてね、亡くなってしまいました。嫁さんは農家に来たけども、私は誰々さんと結婚したのでこの家に結婚したわけじゃないから実家に帰りますと言って、子供、孫を連れて実家に帰っちゃいました。さて、この不動産はどこに行くのでしょうかという。不動産は実家に帰ったお嫁さんのほうに行っちゃうんですね。息子とお嫁さんのほうにね。だから、これは跡取りと思って土地をやったんだけど、若死にしちゃったような場合には、その嫁さんのほうに全部不動産が行っちゃうというようなことでね。この辺

もそういう結果になるから、慎重にやる時には子供結婚して子供にも土地をあげたいなんていう時には、当座半分くらいは息子の名義にしておいて、あと半分はお婆ちゃんの名義にしておくとかですね。そういうふうにして予防しながらですね。お婆ちゃんがもう亡くなる、子供もずっと孫も大きくなって、お嫁さんのほうも落ち着いて実家に帰るようなこともなくなってるような長い年月の実績があるような時にはもう息子に全部あげるとかね。そういうこともちょっと常識と法律に外れるというようなところを、いろいろ感じているところをお話してみましたけど。皆さんもその常識に合わない、こんなのは非常識な結論なんだけども法律的に通るのか通らないのかとかね。そういうことを疑問に抱きながら、今いろいろ考えれば面白い論点はあるんじゃないかと思います。それから、この何日マスコミ上の問題で連続強盗事件。ルフィとかありますね、強盗事件ね。フィリピンから指示されたような連続強盗事件。それで実行犯というのは、もう捕まってきました。全部じゃないと思いますけども、ある程度捕まってきた。その中で皆さん、そのニュースを見る時に21歳大学生は顔が映っています。19歳の時には顔がモザイクになっています。それは気付いてますか。それで、いわゆる法律が今度は18歳が成人になってますね。18歳が成人になっているのに何で19歳の人を大人扱いにならないのかなと、そういうふう疑問を持っていただいてもいいと思うんですけど。これはですね、18歳から20歳までの少年については逮捕段階では写真出しては駄目だと。ただし、起訴された段階では顔を出していいと、そういう法律になっています。だから、今後捜査が進んで実行犯が起訴されましたという時には、少年であっても18歳であっても顔が出ると思います。その段階ではね。そういうことをちょっと意識的に見てみても、その世の中の法律これでいいのか。少年問題というのは非常に微妙で、民主的に18歳を成人にしたんですが、ご存じのようにお酒とかタバコというのは20歳まで、今までと同じです。それと少年法も少年法の適用ということで、ただここは特定少年という言い方でちょっと大人に近い扱いをすると、こういう制度ですね。そういうことも踏まえながら、何気なくも18歳成人って、これ世界的潮流だからそうじゃなかったという、そういうことなんですけど、それが本当に日本の社会に合致するのかどうかというのは、皆さんのこれからの経験の中で考えていただければというふうに思います。それから、盲目の女の子について損害賠償がちょっと少なくなったと2~3日前にあって、盲目の12歳の女の子のが交通事故に遭って、その損害賠償で普通、健常者の場合には5~6千万円いくところを3千8百万位になっちゃったということで。それは差別じゃないのかというような批判の事があるんですけど、これは先程言った相当因果関係とか、いろんなことで特別事情が認められない限りはやむを得ない結論なんですけど。ちょっと時間がないので、話はこれくらいにしておきます。法律と常識という面で話してきましたけども、何らかの今後新聞を読む時の一つのとっかかりみたいなものになればいいと思います。今日のご清聴ありがとうございました。